

死亡届を提出された方へ

◆届出後の役場内各手続きについてまとめております。

該当項目のある方は、各担当課の窓口で手続きをお願いします。

◆それぞれの事情により、追加の手続き及び必要書類がある場合もございますので各担当課で必ず確認ください。



五戸町役場

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21番地1

電話:0178-62-2111(代表)

HP:<http://www.town.gonohe.aomori.jp>

開庁時間:月~金 8:15~17:00(祝日、年末年始を除く)

	チェック	お亡くなりになったかたについて	手続き	必要なもの	担当課
住所・戸籍		印鑑を登録していた方	印鑑登録証の返却 (自身で処分も可)	・印鑑登録証(登録番号) ※死亡により発行は自動停止されます。	住民課 戸籍 住民班
		住民基本台帳カード マイナンバーカード 通知カードをお持ちの方	カードの返却	※カードは死亡により自動失効します。 ※マイナンバーカード及び通知カードについては、今後の諸手続きに個人番号が必要な場合もありますので一定期間保管し続けることをおすすめします。	
		死亡事実の記載が された各種書類を 必要な方	死亡者の住民票 (除票)の申請 (住所登録地へ) 死亡者の戸籍謄本 (除籍謄本)の 申請(本籍地へ)	・申請者の本人確認書類 ※死亡届出後、書類発行までに以下の とおりのお時間をいただきます。 ○死亡者の住所登録地、及び本籍地に直接 死亡届を提出した場合(五戸町の場合) ・住民票…30分程度 ・戸籍……1週間程度 ○上記以外の場合 提出後、約10～14日程度 詳しくは提出地、住所登録地、 本籍地にお問い合わせください。	内線 112 113 114 直通電話 62-7959
		国民健康保険証をお持ちの方	資格喪失の手続き 葬祭費支給申請等	・死亡者の保険証 ・喪主の認印 ・喪主の振込先口座(通帳、カード) ・世帯主死亡時はその世帯の全員分の 国民健康保険証(世帯主欄変更) ※他市町村に死亡届を出した場合は 喪主であることの証明書類 (会葬八ガキ、葬祭日程表等)	住民課 国保班 内線 116 117 直通電話 62-7959
保険証		後期高齢者 保険証を お持ちの方	資格喪失手続き 葬祭費支給申請 受領申立書 (医療給付費の受領、 保険料の還付・ 納付のための 相続人の申立)	・死亡を証明する書類 (死亡診断書のコピー等) ・死亡者の保険証 ・喪主の認印 ・喪主の振込先口座(通帳、またはカード) ・受領申立者(相続人代表者)の振込先口座,認印 ※他市町村に死亡届を出した場合は 喪主であることの証明書類 (会葬八ガキ、葬祭日程表等)	直通電話 62-7959
		介護保険証を お持ちの方	介護保険証 喪失手続き	・介護保険証 ・届出者の認印 (返却、喪失手続きは住民課でも可)	福祉課 介護保険班 62-7956

●住民課の証明書発行について

証明書請求の際は、身分証明書(運転免許証、個人番号カード等の顔写真付の身分証明書、または保険証+国民年金手帳等の身分証明書)により必ずご本人確認をさせていただきます。また、請求にあたって下記に該当する方は委任状が必要となります。

・住民票…世帯が別の方による住民票請求(同住所でも世帯が分かれている場合はご注意ください。)

・戸籍……直系血族(祖父母・父母・子・孫)、配偶者以外の方による戸籍請求

※世帯・家族構成、手続き内容によっては委任状に代わる資料等を提示していただく場合がございます。お手続き先に必要書類をよく確認し、不明点等がございましたら五戸町役場住民課へご連絡ください。

	チェック	お亡くなりになったかたについて	手続き	必要なもの	担当課
国民年金		年金を受給中の方	※死亡者によって 手続き内容が 異なります。 まずは役場住民課 年金担当係、又は 年金事務所に必ず お問い合わせの上、 ご確認ください。	・年金証書（受給中のかた） ・年金手帳（受給前のかた） ・年金請求資格者の通帳 （死亡者の配偶者、いない場合は 三親等以内の生計同一者） ・請求者の認印、本人確認書類 ※手続き内容によっては戸籍・住民票を 取得していただく場合があります。	住民課 国民年金 担当係 内線117 直通 62-7959
		年金受給前の方			
福祉		障害者手帳を （身体、愛護、精神） お持ちの方	手帳返還届出	・認印 ・手帳 ・亡くなられた方のマイナンバー	福祉課 福祉班 内線 134 135
		障害児福祉手当 特別障害手当 等の 福祉手当を 受給していた方	死亡届、及び 未支払い手当請求	・死亡証明書類 ・認印 ・相続人の通帳等 （死亡診断書のコピー、住民票除票等）	
		重度心身障害者 医療費助成を 受給していた方	資格喪失当等届出	・受給証、または受給決定通知書 ・認印 ・相続人の通帳等	福祉課 福祉班 直通電話 62-7955
		障害福祉サービス 障害児通所支援を 受給していた方	受給者証返還	・障害福祉サービス受給者証、又は 障害児通所支援受給者証	
		生活保護を 受けていた方	死亡の報告	・死亡診断書のコピー ・認印 ※福祉課、又は三戸地方福祉事務所のどちらかで手続きを行ってください。	
子ども		児童手当を 受給している方	受給事由消滅届や 新養育者による 認定請求 等	・新受給者の保険証 ・認印 ・新受給者の通帳 ・マイナンバー ・支給対象児童の通帳 ・子の属する世帯全員の住民票 （※子と別居する場合）	福祉課 福祉班 内線 132 133
		保育所入所児童と 同居していた方	世帯構成、扶養に 関する変更届	・認印	
		ご家庭構成が 母子か父子世帯、 児童のみの世帯と なられる方	ひとり親家庭等 医療費助成の申請	・親子の保険証 ・通帳 ・認印 ・戸籍謄本等	福祉課 福祉班 内線 134 135
			児童扶養手当の 新規申請	※詳しくは福祉課担当係へ お問い合わせください。	
		特別児童扶養手当を 受給している方	資格喪失届、死亡届 及び未支払手当請求	・認印 ・戸籍謄本等	
		乳幼児等医療を 受給している方	受給資格者消滅 （変更）の申請	・受給資格証 ・認印 ・通帳（請求者変更時のみ）	健康増進課 62-7958
	お子さんが 死亡した場合	各手当や給付等の 資格消滅の申請	・受給資格証 ・認印 ・親子の保険証 等	福祉課・ 健康増進課 各担当係	

	チェック	お亡くなりになったかたについて	手続き	必要なもの	担当課
税金等		個人住民税が課税されている方	納税通知書の相続人申出	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ※個人住民税は、1月1日（賦課期日）現在、五戸町に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方（納税義務者）に課税されます。このため、1月2日（賦課期日の翌日）以降に納税義務者が死亡した場合は、相続人が納税の義務を引き継ぐことになり、納税通知書相続人（送付先の変更）の申出が必要となることがあります。	税務課 直通番号 62-7954 住民税班 内線 122 123 124
		土地や家屋をお持ちの方	相続人代表者指定届（納税通知書の送付先変更）	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ※未登記家屋を所有している場合は、名義変更の届出が必要となります。	固定資産税班
		原動機付自転車・小型特殊自動車（農機）をお持ちの方	名義変更・廃車申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート ・認印等 ※状況により必要なものは異なりますので、事前にお問い合わせください。	内線 126 127 128
住まい		町営住宅にお住まいの方	異動届	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡証明書類 ・認印 （死亡診断書のコピー、住民票除票等）	建設課 直通電話 62-7961
		五戸町簡易水道を使用していた方	使用者変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 	
		五戸ケーブルテレビに加入されていた方	加入者名義変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 	企画財政課 直通電話 62-7952
		犬を飼っている方	登録事項変更届（飼い主の変更）	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 	住民課 環境衛生係 内線113
農林		農業者年金に加入、受給している方	農業者年金の死亡関係届出【届出は農協へ】	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・未支給年金請求者名義の通帳 ・死亡日、死亡者と請求者の関係を 確認できる戸籍謄本等 	農業委員会 事務局
		農地を所有していた方	農地相続人届出	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・登記完了証 ※土地の相続登記手続きは先に法務局へお問い合わせください。	直通電話 62-7966
		水田を耕作（転作含む）していた方	名義変更・継承届出	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 	農林課 直通電話 62-7960
		森林を所有していた方	新たに所有する方の森林取得の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 	

埋火葬許可証、斎場使用許可証について

斎場で提出後、火葬済みの認印を受けた埋火葬許可証は納骨の際に必要となります。

墓地の土地の管理者へ必ず提出してください。（寺院の住職、霊園管理者等）

各地区毎のお墓に埋葬する場合は、その地区の自治会長にお伺いください。

事情により納骨まで時間のかかる方は、許可証を紛失しないように厳重に保管してください。

斎場使用許可証は火葬場で提示後、自宅で保管をしてください。